

坂出市福祉医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、坂出市福祉医療費助成条例（平成7年坂出市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 条例第2条第7号の規則で定める医療保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 条例第3条第4号の規則で定める所得の限度額は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第20条および第21条の規定による所得の限度額とする。

(保険給付に準ずる給付)

第3条 条例第2条第7号に規定する保険給付に準ずる給付は、次のとおりとする。

- (1) 高額療養費
- (2) 附加給付金
- (3) 国または地方公共団体による給付等

2 対象者が、前項第1号の給付を受けることができるときは、その旨を市長に申し出なければならない。

3 市長は、対象者に第1項第2号および第3号の給付金が支給されたときは、必要とする書類の提出または提示を求めることができる。

(助成資格の取得日)

第4条 条例第3条に規定する対象者が医療費の助成を受けることができる資格の取得日は、次のとおりとする。

- (1) 子ども 受給資格者証の交付を受けた日（ただし、正当な理由により当該申請が遅れた場合は、市長が認める日）
- (2) 心身障害者およびひとり親家庭等に属する者 受給資格者証の交付申請をした日の属する

月の初日（ただし、正当な理由により当該申請が遅れた場合は、市長が認める日）

（受給資格者証の交付申請）

第5条 条例第3条の2第1項の受給資格者証の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、受給資格認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは、健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）を市長に提示しなければならない。この場合において市長は、必要とする書類等の提出または提示を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上決定し、受給資格者証（様式第2号）を申請者に交付する。

（受給資格者証の再交付）

第6条 前条第3項の規定により受給資格者証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、受給資格者証を紛失し、または損傷したときは、受給資格者証再交付申請書（様式第1号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

2 受給者は、前項の規定による申請後、紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに市長に返納しなければならない。

（受給資格者の検認または更新）

第7条 市長は、毎年一定の期日を定め、受給資格者証の検認または更新をすることができる。

2 受給者は、前項の検認または更新のため、受給資格者証の提出を求められたときは、速やかにこれを市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により受給資格者証の提出を受けたときは、速やかにこれを検認し、または更新して受給者に交付しなければならない。この場合において市長は、必要とする書類等の提出または提示を求めることができる。

（住所、氏名等変更の届出）

第8条 受給者は、住所、氏名または加入している保険証に変更を生じたときは、直ちに受給資格異動届（様式第1号）に受給資格者証および保険証を添えて、市長に提出しなければならない。

（資格喪失の届出）

第9条 受給者は、次の各号の一に該当したときは、直ちに受給資格喪失届（様式第1号）に受給資格者証を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）市内に住所を有しなくなったとき。

（2）生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けたとき。

- (3) 心身障害者が条例第2条第2号に該当しなくなったとき。
- (4) ひとり親家庭等に属する者が条例第2条第3号に該当しなくなったとき。

(医療費助成の請求, 申請等)

第10条 医療機関は、医療費請求書(様式第3号、様式第4号または様式第6号)により、各月分について翌月の10日までに市長に請求しなければならない。

- 2 受給者は、条例第5条第2項または第3項の規定による申請を行うときは、医療費支給申請書(様式第8号、様式第9号または様式第10号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療費の助成額を決定の上、これを支給するものとする。
- 4 医療機関は、条例第5条第2項ただし書の届出等として、後期高齢者医療費連絡表(様式第5号または様式第7号)を市長に提出することができる。
- 5 市長は、前項の連絡表の提出を受けたときは、その内容を審査し、当該連絡表に係る医療費の助成額を決定の上、これを支給するものとする。

(助成方法の特例)

第11条 条例第6条第4項の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 医療保険各法に規定する対象者に係る療養費または療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。
- (2) 対象者が、坂出市が契約していない医療機関において医療に関する給付を受け、医療費を支払ったとき。
- (3) 第2条第7号に規定する法律による医療の給付を受ける者(以下、後期高齢者という。)
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(第三者行為の届出)

第12条 条例第7条第1項に規定する第三者の行為による傷病について医療費の助成を受けようとする受給者は、その事実、当該第三者の住所、氏名および被害の状況等を、直ちに市長に届け出なければならない。

(諸帳簿)

第13条 市長は、医療費の助成状況を明らかにするため、必要な帳票を備え、常に記載事項について整理するものとする。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(坂出市乳幼児に対する医療費助成条例施行規則等の廃止)

第2条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 坂出市乳幼児に対する医療費助成条例施行規則 (昭和48年坂出市規則第8号)
- (2) 坂出市心身障害者医療費支給に関する条例施行規則 (昭和49年坂出市規則第17号)
- (3) 坂出市老人医療費支給に関する条例施行規則 (昭和50年坂出市規則第4号)
- (4) 坂出市母子家庭等医療費支給に関する条例施行規則 (昭和51年坂出市規則第9号)

(経過措置)

第3条 前条各号に掲げる規則に定める様式による請求書および申請書は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

付 則 (平成8年3月28日規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月23日規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年3月27日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成13年3月31日までに年齢68歳に達した者に対する老人医療費の助成については、なお従前の例による。

3 請求書および申請書については、当分の間、改正前の様式を使用することができる。

付 則 (平成15年3月31日規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年5月14日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

付 則 (平成17年6月28日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の様式第3号、様式第5号、様式第7号および様式第8号は、平成17年8月1日以後に

受けた保険給付に係る医療費の請求・支給申請について適用し、同日前に受けた保険給付に係る医療費の請求・支給申請については、なお従前の例による。

- 3 改正前の様式第3号, 様式第5号, 様式第7号および様式第8号による請求書および申請書は、当分の間、修正して使用することができる。

付 則 (平成18年3月31日規則第20号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年7月1日規則第18号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成20年4月1日前に行われた医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成22年3月31日規則第18号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年3月31日規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の管理職手当表に関する規則別表選挙管理委員会事務局の項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

付 則 (平成23年7月1日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年8月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の坂出市福祉医療費助成条例施行規則の規定は、平成23年8月1日以後に受けた医療の給付分から適用し、同日前に受けた医療の給付分については、なお従前の例による。

付 則 (平成25年3月30日規則第18号)

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

付 則 (平成26年7月9日規則第16号)

この規則は、平成26年7月10日から施行する。